

# 普天間飛行場移設問題の経緯と最近の動向

第一特別調査室 笹本 浩

## はじめに

沖縄県宜野湾市に所在する米海兵隊普天間飛行場の移設問題は、移設が合意<sup>1</sup>されてから17年を経過した現在も解決を見ていない。日米間の合意では、沖縄県北部の名護市辺野古崎沿岸部へ代替施設を建設し、移設することとなっているが、他方で、地元沖縄では県外・国外への移設を希望する声がある。こうした中、本年3月には、政府から沖縄県に対して代替施設建設予定地の公有水面埋立承認願書が提出されるなどの動きが見られた。

本稿では、最近の普天間飛行場移設問題の動向について、2009年の政権交代後の民主党政権における移設見直し及びその後の日米合意等の経緯を整理した上で、最近の状況を概観し、今後の課題についても紹介したい。

## 1. 普天間飛行場移設問題の経緯

米海兵隊普天間飛行場は、沖縄本島中部の宜野湾市に所在し、米海兵隊のヘリコプター基地の拠点となっている。そもそも沖縄の米軍専用施設・区域面積は、全国の約73.9%を占めており（2012年3月末現在）、とりわけ人口や産業の集積する沖縄本島の地域面積に占める割合は約18.4%に達している。なかでも普天間飛行場は、宜野湾市の中心部に所在し、市面積の約24.4%を占め、地域の振興開発上の障害となっているだけでなく、道路網の体系的整備ができないなど、住民生活に経済的損失を与えている。また、普天間飛行場からの航空機騒音の住民生活や健康への悪影響や航空機の離発着訓練の実施などによって、市民の生命が極めて危険な状況に置かれているとして<sup>2</sup>、かねてより地元から強く返還が求められていた。

他方で、我が国周辺の安全保障環境上、日米同盟の抑止力が必要であり、その担保として米軍の駐留が必要であるとされている。在日米軍である海兵隊は、司令部、陸上・航空・後方支援部隊を組み合わせて一体的に運用する組織構造を有し、優れた機動性・即応性を持つもので、沖縄にはそれらの部隊が所在している（航空部隊が所在する普天間飛行場を含む）。沖縄に海兵隊の部隊が所在する理由について、海兵隊の作戦上、陸上部隊と航空部隊を切り離すとそれらの機能を損なうおそれがあること、また、沖縄が米本土やハワイ、グアムなどに比べて、潜在的紛争地域に近い（近すぎない）位置にあり、紛争が起きた際に在沖米軍が緊急に展開して迅速に事態に対応することができることが挙げられている<sup>3</sup>。

もっとも、最近では、米国内においても海兵隊の海外配備については、その展開と規模をめぐる議論もあり、例えば米国防総省の委託による独立評価として米シンクタンク・

<sup>1</sup> 橋本総理・モンデール米駐日大使の会談において、普天間飛行場の全面返還が表明された（1996年4月）。

<sup>2</sup> 『沖縄の米軍基地（平成20年3月）』（沖縄県知事公室基地対策課）などによる。

<sup>3</sup> 『在日米軍・海兵隊の意義及び役割』（平成23年5月）（防衛省）などによる。

ランド研究所が公表した報告書では（2013年4月）、在沖海兵隊のうち一部の初期対応にあたる部隊を除く大部分が米国本土に移転しても、展開能力には僅かな影響しか及ぼさないなどの記述が見られた<sup>4</sup>。

### （1）SACO合意による取組

普天間飛行場をめぐるのは、地元沖縄において基地問題の解決を求める強い要望や、1995年9月に発生した3人の米兵による「少女暴行事件」を契機に、日米地位協定の見直しや基地の整理縮小を要求する声が高まり、このため日米両政府は、「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」を設置し、在沖米軍基地の整理・縮小・統合等を検討した。1996年12月、いわゆるSACO最終報告が出され、普天間飛行場については、5年ないし7年以内に十分な代替施設が完成し、運用可能になった後に、全面的に返還すること、また、代替施設として海上施設を沖縄本島東海岸沖に建設することとされた。

これにより、政府は、1997年11月、沖縄本島北部の名護市（キャンプ・シュワブ）沖への海上ヘリポート建設計画の基本案を地元へ提示した。その後、名護市での住民投票（12月21日、建設反対が過半数）、比嘉名護市長（肩書は当時、以下同じ。）による建設受入れ・辞職表明（12月25日）、太田沖縄県知事による基本案の受入れ拒否（1998年2月6日）、名護市長選における岸本氏（受入れ派）の当選（2月8日）、県知事選における稲嶺氏（受入れ派）の当選（11月15日）、県による移設候補地の選定（キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域）（1999年11月22日）、岸本名護市長による受入れ表明（12月27日）、を経て、『普天間飛行場の移設による政府方針』が閣議決定（12月28日）された。

この閣議決定を受けて、2000年8月、国、県及び地元自治体からなる「代替施設協議会」が設置された。同協議会は、2002年7月、「普天間飛行場代替施設の基本計画」（沖合のリーフ上、埋立方式の軍民共用空港）を決定し、国、県及び名護市が「代替施設の使用協定に係る基本合意書」に署名した。

その後、2004年4月、防衛庁（当時）は環境影響評価の「方法書」を公告・縦覧した（方法書は環境影響評価の3段階の第1段階）。同年8月には、普天間飛行場に隣接する沖縄国際大学構内に海兵隊所属のヘリが墜落し、同飛行場の危険性の問題が顕在化し、早期移設・返還の必要性が再認識された。

同年9月、ボーリング調査の海上作業を開始したが、反対運動もあり、円滑に作業が進まない状態が続くこととなった。

### （2）ロードマップ合意と移設計画

こうした状況の中、9.11テロ以降に米国が全世界的に米軍の兵力構成見直しを開始したことなどから、日米間において、在日米軍の兵力態勢再編について、抑止力の維持と地元

---

<sup>4</sup> “Overseas Basing of U.S. Military Forces An Assessment of Relative Costs and Strategic Benefits” RAND Corporation. < [http://www.rand.org/pubs/research\\_reports/RR201.html](http://www.rand.org/pubs/research_reports/RR201.html) > なお、一部の部隊とは第31海兵機動展開部隊（31MEU）であり、同部隊展開のための航空機部隊は引き続き沖縄と岩国基地にとどまるとされている。

負担軽減の観点から協議が進められた。普天間飛行場については、2005年10月の日米安全保障協議委員会（以下「2+2」という。）の共同文書において、代替施設をキャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに近接する大浦湾の水域を結ぶL字型に設置することとされた。その後、政府は、この案について、名護市及び宜野座村と協議を行った結果、2006年4月7日、共同文書において承認された案を基本に、住宅地区の上空の飛行ルートを回避すべく2本の滑走路をV字型に設けることで合意した。

この合意を踏まえ、2006年5月1日、日米両政府は、最終報告「再編実施のための日米のロードマップ」（以下「ロードマップ合意」という。）を発表し、代替施設については、1,800mの滑走路を辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾を結ぶ形で設置し（形状はV字の滑走路（V字案））、2014年までの完成を目標とした。なお、この際、普天間飛行場移設と第3海兵機動展開部隊の要員の沖縄からグアムへの移転（グアム移転）及びその結果として生ずる嘉手納飛行場以南の土地の返還は、相互に結び付いている（パッケージ）とされた。その後、政府は、5月11日に、稲嶺県知事とV字案について基本確認書を交わし、5月30日、『在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について』を閣議決定し、V字案を基本として、政府、県、関係自治体の立場や移設に係る経緯を踏まえ、早急に建設計画を進めることとした。また、具体的な協議は、協議機関を設置して進めることとした。

これを受け、同年8月、「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」が設置され、2009年4月までに9回開催された。この間、沖縄側からは、普天間飛行場を3年を目途に閉鎖状態とすること、代替施設の可能な限りの沖合移設の要望が出されていた。

他方、SACO以来の普天間飛行場代替施設建設のための環境影響評価手続については、「方法書」、「準備書<sup>5</sup>」の手続が終わり、「評価書」を作成する段階にあった。

## 2. 2009年の政権交代後の経過

### （1）鳩山政権

2009年8月の衆議院総選挙の結果、同年9月、民主党を中心とする鳩山連立政権が発足した。民主党は、総選挙のマニフェストにおいて、普天間飛行場に直接言及していなかったが、選挙に際して、鳩山代表自らが「海外移転が望ましいが、最低でも県外移設が期待される」などと主張し、政権発足後は、主に県外移設案を検討することとなった<sup>6</sup>。

選挙の際に、県外、国外移設を主張した理由について鳩山総理は、最近の沖縄の新聞の調査において多くの県民がいまだに県外への移設を望んでいる事実があるとし、そのことを勘案しながらできる限り県民の意思に沿った形で最終的な結論を出したいと説明した<sup>7</sup>。また、鳩山総理は、「今まで旧政権の下で、普天間が返還できるという状況ではなかったから、新政権になって新しい発想が必要になった」などと述べ、代替施設建設の遅れが普天

<sup>5</sup> 「準備書」の広告・縦覧は、2009年5月15日終了。

<sup>6</sup> 鳩山政権における普天間飛行場移設問題の詳しい経緯については、笹本浩・加地良太「鳩山連立政権における普天間飛行場移設問題」『立法と調査』307号（平22.8）を参照。

<sup>7</sup> 第173回国会参議院本会議録第3号23頁（平21.10.30）

間見直しの基本的な背景の一つであったことも明らかにしている<sup>8</sup>。これに対して旧政権側の自民党は、辺野古移設について、10 数年かけて築き上げてきたもので、沖縄県知事、地元首長らはやむを得ないということで、環境影響評価もできあがっており、2014 年までには実現できるところまでいっていたとの反論をしている<sup>9</sup>。

他方、米側からは早期（年内）に辺野古沿岸域（V字案）へ移設するとの結論を出すことを求められていたとされる。こうした動きに対して、連立与党の社民党及び国民新党から同年内決着に反対する姿勢が示され、特に県外又は国外移設を求める社民党からは強い姿勢が示された。その後、12月15日、基本政策閣僚委員会（与党党首級会合）は、方針決定の先送り、3党実務者協議機関の設置、辺野古を含む新たな移設先を改めて選定すること決定し、これを受けて、12月28日、政府・与党は基本政策閣僚委員会の下に「沖縄基地問題検討委員会」を設置した（委員長：平野官房長官、外務・防衛副大臣、社民党及び国民新党の議員等で構成）。

2010年1月29日、鳩山総理は、新たな移設先について5月末までに決定することを衆議院本会議で表明した<sup>10</sup>。その後、移設先として徳之島や九州の自衛隊基地、沖縄県内などが報道されたものの、3月8日、「沖縄基地問題検討委員会」において、社民党及び国民新党から移設先案が提案されたが<sup>11</sup>、委員会としての結論は出されなかった。

この間、沖縄では、普天間飛行場の県外移設に対する期待が高まり、1月24日の名護市長選において移設反対派の稲嶺氏が当選し、2月の国外・県外移設を求める県議会の意見書可決、4月の県外移設を求める県民大会の開催など、県内の状況は大きく変化した<sup>12</sup>。なお、徳之島においても4月に移設反対集会などが開催されるなど、県外移設を模索する動きは行き詰まりを見せていた。

このような状況の中、5月4日、鳩山総理は沖縄を訪問し、仲井眞知事との面談において、抑止力の観点から県外移設を断念したと説明した上で沖縄県内への移設受入れを要請した。同23日にも、鳩山総理は沖縄において仲井眞知事と面談し、普天間飛行場代替施設は名護市辺野古付近にお願いせざるを得ない旨を伝えたが、これに対して知事は、大変遺憾であり極めて厳しいとの認識を述べた<sup>13</sup>。5月4日の知事との面談等において、鳩山総理は、海兵隊を含む在日米軍の抑止力の必要性に言及しているが、同日の記者会見では、学べば学ぶほど（海兵隊の抑止力への理解が）浅かったと言われればそのとおりかも知れないと発言している<sup>14</sup>。

その後、5月28日の2+2共同発表において、かつての合意とほぼ同様に、1,800mの長さの滑走路を持つ代替の施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置することで合意し、当該代替施設の位置、配置及び工法に関する専門家による検

<sup>8</sup> 第174回国会国家基本政策委員会合同審査会会議録第3号3頁（平22.4.21）

<sup>9</sup> 第173回国会衆議院予算委員会会議録第2号27頁（平21.11.2）など

<sup>10</sup> 第174回国会衆議院本会議録第4号5頁（平22.1.29）

<sup>11</sup> 社民党はグアム・テニアンへの移設を軸とする国外移転案を、国民新党はキャンプ・シュワブ陸上を軸にした案を提示したとされる。『毎日新聞』（平22.3.9）など

<sup>12</sup> 『普天間飛行場移設問題について（平成24年3月）』（沖縄県）などによる。

<sup>13</sup> 『沖縄タイムス』（平22.5.24）

<sup>14</sup> 『朝日新聞』（平22.5.7）

討を2010年8月末日までに完了させ、検証及び確認を次回の2+2までに完了させることとされた。同日、政府は、『平成22年5月28日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について』<sup>15</sup>を閣議決定した。こうした日米間の合意に対して、沖縄側は県民の期待が失望に変わったとした上で、政府からなぜ辺野古に戻ったかについて、県民の納得のいく説明がなく、地元名護市を始め多くの県民が反対している辺野古移設案を実現することは事実上不可能とし、日米両政府に対し、県外移設に真摯に取り組むよう求めるとの考え方を示した<sup>16</sup>。

その後、日米共同発表及び閣議決定に反対した社民党は、5月30日、連立政権を離脱し、6月2日には、鳩山総理が、「普天間基地移設」及び「政治とカネ」の問題を理由に辞任を表明した<sup>17</sup>。

## (2) 菅政権・野田政権における動き

鳩山総理の辞任を受けて、2010年6月8日に菅内閣が発足したが、菅総理は、日米共同発表と閣議決定を踏襲する旨表明した<sup>18</sup>。5月の共同発表において合意された、日米政府の専門家による代替施設の位置、配置、工法等に関する検討は、菅政権の下で進められ、8月31日、V字案（ロードマップ合意の案）とI字案（滑走路1本）の両案（いずれも埋立方式）が併記された報告書が発表された<sup>19</sup>。

この間、沖縄では、1月の名護市長選における稲嶺氏の当選に続き、9月の名護市議会選挙においても移設受入れ反対側が過半数を獲得するとともに、11月28日の沖縄県知事選では、辺野古移設を条件付で容認する従来の立場から県外移設を求める立場を表明して出馬した仲井眞知事が再選した。このような沖縄の政治情勢の変化もあり、辺野古移設は一層困難な状況となった。

なお、こうした沖縄における普天間飛行場等の基地負担の存在と手厚い沖縄振興との関係性（いわゆるリンク論）について問われることがあるが、政府は、普天間飛行場移設問題と沖縄振興策は切り離して考えおえり、沖縄の地理的な優位性、特異性等を含め日本経済を支えるという位置付けで今後ともしっかりと予算措置をしていくと説明している<sup>20</sup>。

その後、日米間では、2011年6月21日の2+2において、代替施設を辺野古地区及びこれに隣接する水域に埋立法で設置し、滑走路の形状をV字案に決定するとともに（図表1参照）、ロードマップで示された2014年までの完成時期を断念し、2014年より後のできる限り早い時期に完了することが確認された。なお、2+2後の記者会見で、ゲーツ米

<sup>15</sup> 本閣議決定は、普天間飛行場の辺野古移設を進めるとともに、沖縄の負担軽減のため、沖縄県外への訓練移転などの具体的措置を速やかに実施するものとし、その際、沖縄県を始めとする関係地方公共団体等の理解を得るべく一層の努力を行うこととされている。

<sup>16</sup> 『普天間飛行場移設問題について（平成24年3月）』（沖縄県）などによる。

<sup>17</sup> 官邸ウェブページ

[http://www.kantei.go.jp/jp/hatoyama/statement/201006/hatsugen\\_souri20100604.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/hatoyama/statement/201006/hatsugen_souri20100604.pdf)

<sup>18</sup> 第174回国会衆議院本会議録第35号5頁（平22.6.11）

<sup>19</sup> 「普天間飛行場の代替の施設に係る二国間専門家検討会議の報告」。同報告では、両案それぞれの安全性、米軍運用上の所要、騒音等の影響、環境面の考慮等の基準及び費用・工期について比較検討が行われた。

<sup>20</sup> 第177回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第3号10頁（平23.3.24）

国防長官は「今後1年間での具体的な進展」について言及したが、これは日本側に目に見える進展を図る必要性を示したものとされている<sup>21</sup>。

図表1 普天間飛行場代替施設の位置・形状



(出所) 防衛省資料

2011年9月、菅内閣の退陣を受けて成立した野田内閣においても、普天間飛行場移設問題については、日米合意を踏まえつつ、同飛行場の固定化を回避し沖縄の負担軽減を図るべく、県民に誠実に説明し理解を求めながら、全力で取り組むとされた<sup>22</sup>。

他方で、地元沖縄側において、引き続き仲井眞知事を始め県外移設が主張されている中で、政府は、代替施設建設に伴う環境影響評価（飛行場部分及び埋立部分）を再開することとし、12月28日、沖縄防衛局は、「評価書」を沖縄県に提出した（一部は翌年1月6日提出）。2012年2月20日、仲井眞知事は飛行場部分について、また、3月27日、埋立部分について、いずれも「評価書で示された措置では生活、自然環境の保全を図ることは不可能」とする旨の意見書を沖縄防衛局に提出した。これを受けて、防衛省は、4月27日より、評価書の補正作業について、科学的・専門的観点からの助言を得て、事業者である沖縄防衛局において適正かつ迅速に実施するため「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価に関する有識者研究会」を開催し、同研究会は、9月25日に中間的整理を防衛大臣に提出した。これらを踏まえ、沖縄防衛局は、12月18日、沖縄県に補正後の「評価書」を提出した（同評価書は2012年1月29日まで公告・縦覧に供され、環境影響評価手

<sup>21</sup> 『琉球新報』（平23.6.23）

<sup>22</sup> 第178回国会参議院本会議録第1号5頁（平23.9.13）

続は終了した)。

この間、日米両政府においては、2012年2月8日に、①グアム移転及びその結果として生ずる嘉手納飛行場以南の土地の返還の双方を普天間飛行場移設の進展と切り離すことについての公式な議論を開始すること(パッケージの切離し)、②グアムに移転する海兵隊の部隊構成及び人数の見直しを行っているが、最終的に沖縄に残留する海兵隊のプレゼンスは、再編のロードマップに沿ったものとなること、③今後数週間ないし数か月間に作業を行うこととする共同報道発表が行われた。パッケージの切離しについて、玄葉外務大臣は、抑止力を維持しつつ、沖縄の負担をできるだけ早期に軽減するとの観点からグアム移転及び嘉手納以南の土地の返還を切り離す協議を開始したとし、このことは、仲井眞知事を始め沖縄からの要望があったことも明らかにした<sup>23</sup>。

これを踏まえて、4月27日の2+2において、①現行の辺野古移設案が「これまでに特定された唯一の有効な解決策である」こと、②グアム移転及び嘉手納以南の土地返還の双方と普天間移設とを切り離すこと、③移設が終了するまでの間の普天間飛行場の補修事業について日米が相互に貢献すること、④初期の補修事業は2012年末までに特定されることが確認された。

このパッケージ切離しについて、仲井眞知事は、一定の評価をしたものの、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、県外移設を求める考えに変わりはないこと改めて表明し、併せて、普天間飛行場の補修が固定化につながるようなものではあつてはならないと述べた<sup>24</sup>。

また、米議会においてグアム移転の見直しを主張しているウェッブ上院議員(米上院外交委員会委員)からもパッケージ切離しを評価する声があり、賢明な行動であるとの認識を示しつつも、普天間飛行場の辺野古移設については実現不能とし、米空軍嘉手納飛行場に統合することで早期に、かつ少ない費用で実現できると述べている<sup>25</sup>。

### 3. 2012年の政権交代後の動向

野田政権の下で普天間飛行場移設に向けた環境影響評価手続が進められる中、衆議院の解散総選挙を経て、2012年12月26日、安倍政権が成立し政権交代がなされた(自公連立政権)。

安倍総理は、普天間飛行場移設問題について、普天間飛行場の固定化はあつてはならないとし、現行の日米合意に従って進め、抑止力を維持しつつ、沖縄の負担軽減に全力で取り組むと表明した<sup>26</sup>。2013年2月22日の日米首脳会談においても、安倍総理は、オバマ米大統領に同様の考えを示し、両首脳は、普天間飛行場の移設を早期に進めていくことで一致した。

---

<sup>23</sup> 第180回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第2号2頁(平24.3.16)

<sup>24</sup> 『沖縄タイムス』(平24.4.28)

<sup>25</sup> 『朝日新聞』(平24.3.18)。米上院においては、レビン軍事委員長、マケイン議員等により普天間飛行場の嘉手納飛行場統合が主張されており、併せて、グアム移転にも反対が表明され、議会において米側の予算(2012会計年度)を凍結する議決などが行われた。

<sup>26</sup> 第183回国会衆議院本会議録第2号12頁(平25.1.30)

政権交代後も進められていた環境影響評価手続（評価書の公告・縦覧）が1月29日に終了したことを受けて、政府による沖縄県に対する公有水面の埋立申請の時期等が注目されたが、政府は、3月22日、名護市の名護漁業協同組合の合意を得た上で、公有水面埋立法に基づき、辺野古沿岸域の埋立工事を実施するための公有水面埋立承認願書を沖縄県知事宛てに提出した<sup>27</sup>。この点について、小野寺防衛大臣は、普天間の危険性の除去を考え、普天間が固定化してはならないということで埋立申請を出したとし、地元に対しては、誠心誠意、これからも理解を得るよう努力していくと説明している<sup>28</sup>。

政府の申請を受けた仲井眞知事は、法律の仕組みにのっとって処理をしていくとした上で、(庁内の)検討を踏まえて最終的な結論を出すとして述べると同時に、埋立は事実上不可能であり、県内41市町村長が反対であるとの考えを示した<sup>29</sup>（なお、県側は関係書類を確認した上で、29日に22日付けの正式な受理を決定）。

今後は、知事による埋立申請承認の行方が注目されるが、これに関連して、申請が不承認となった際に、政府がどのような対応をとるかについても質された。政府は、公有水面埋立法に基づき知事に対して承認を求めることは法定受託事務であり、その処理が同法に違反していると認めるとき等においては、地方自治法に基づく是正の指示、代執行等の対象となるとの見解を示している。その上で、普天間飛行場移設は沖縄の理解を得るべく全力で取り組みながら手続を進めているところであり、公有水面埋立法の改正、沖縄県知事から国に「承認」権限を移す特別措置法の制定、地方自治法に基づく代執行等を行うことは検討していないとの見解を示した<sup>30</sup>。

なお、仲井眞知事からは、申請に対する最終的な可否判断の時期について、1年は超えないと思うが、技術的なチェックを全部行うことから十分な時間をかける必要があり、年内に判断できるかは分からないとの認識が示されている<sup>31</sup>。

また、4月5日に、日米両政府は、「嘉手納飛行場以南の土地の返還計画」を発表した。これは、2012年4月の2+2において、沖縄における土地の返還について、沖縄に残る施設・区域の統合計画を作成するとの合意を踏まえたものであり、同返還計画で示された「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」では、普天間飛行場の返還時期は「2022年度又はその後」と示されたものの（図表2参照）、その返還時期は最善のケースの見込みであり、遅延する可能性にも言及されている<sup>32</sup>。また、返還条件として海兵隊飛行場関連施設等のキャンプ・シュワブへの移設等が明記されたほか、移設手順も示され、キャンプ・シュワブにおける代替施設等の工事は5年かかるとされた（全体で約9年）。この返還計画について、岸田外相は、1,000ha以上の人口密集地域において返還が進むこと、さらに、返還日時について具体的なものを盛り込むことによって、現地において跡地利用の一つの

<sup>27</sup> 公有水面埋立法第42条では、「国ニ於テ埋立ヲ為サムトスルトキハ当該官庁都道府県知事ノ承認ヲ受クヘシ」とされている。

<sup>28</sup> 第183回国会衆議院安全保障委員会議録第2号28頁（平25.4.2）

<sup>29</sup> 『読売新聞』（平25.3.22）

<sup>30</sup> 辺野古公有水面埋め立てと地方自治法に関する質問に対する答弁書（内閣衆質183第37号、平25.4.2）

<sup>31</sup> 『琉球新報』（平25.6.6）

<sup>32</sup> 米上院歳出委員会公聴会において、米海兵隊幹部により、普天間飛行場の返還について早くも10～15年後になるとの証言があったとの報道もある。『沖縄タイムス』（平25.5.11）

めどにすることができること等、負担軽減という意味で大きな意義があるとの認識を示した上で、具体的な返還に当たって、丁寧に地元の関係者の意見を聴きながら進めていかなければならないと述べた<sup>33</sup>。

図表2 施設・区域の返還時期（見込み）一覧表

必要な手続きの完了後に速やかに返還可能となる区域	
キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)の西普天間住宅地区	2014年度又はその後
牧港補給地区(キャンプ・キンザー)の北側進入路	2013年度又はその後
牧港補給地区(キャンプ・キンザー)の第5ゲート付近の区域	2014年度又はその後
キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)の施設技術部地区内の倉庫地区の一部	2019年度又はその後 <sup>1</sup>
沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域	
キャンプ桑江(キャンプ・レスター)	2025年度又はその後
キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)のロウワー・プラザ住宅地区	2024年度又はその後
キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)の喜舎場住宅地区の一部	2024年度又はその後
キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)のインダストリアル・コリドー	2024年度又はその後 <sup>2,3</sup>
牧港補給地区(キャンプ・キンザー)の倉庫地区の大半を含む部分	2025年度又はその後
那覇港湾施設	2028年度又はその後
陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム	2022年度又はその後
普天間飛行場	2022年度又はその後
米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するに伴い、返還可能となる区域	
キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)の追加的な部分	—
牧港補給地区(キャンプ・キンザー)の残余の部分	2024年度又はその後 <sup>4</sup>

- 1: 白比川沿岸区域も同時期に返還可能。  
 2: この区域にある海兵隊の後方支援部隊の一部は日本国外の場所への移転が予想されている。移転のおおよその返還時期への影響を最小限に抑える取組を行うが、移転の進展に応じて移設手順が変更されることがある。  
 3: インダストリアル・コリドー南側部分に隣接する地区も同時期に返還可能。  
 4: 米海兵隊の日本国外の場所への移転に関する計画は、決定されていない。移転の進展に応じて移設手順が変更されることがある。

(出所) 防衛省資料(「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」より抜粋)

なお、地元沖縄における普天間飛行場の跡地利用に関する取組としては、県、宜野湾市、地権者及び有識者との間の普天間飛行場跡地利用策定審議委員会を通じた協議等が挙げられる。2013年3月29日には、第5回同審議委員会において、普天間飛行場の跡地利用計画の基本方向を表した「全体計画の中間取りまとめ」が了承された。同取りまとめは、現段階の情報や調査に基づく中間段階の計画で、推定される跡地の現況に基づき土地利用や交通網などの配置方針図を明示したものであり、リゾートコンベンションや医療施設などの振興拠点ゾーン、市民センターなど都市拠点ゾーン、居住ゾーン、大規模公園及び幹線道路・鉄軌道など公共交通軸等の整備が盛り込まれている<sup>34</sup>。今後、県及び市においては、これを基に更に議論を深め、跡地利用計画を策定する方針であるが、他方で、現在、普天間飛行場内の環境や文化財調査は進んでおらず、県及び市は、返還前の立入り調査を求めていく意向である。

その他、県における普天間飛行場移設問題を含む基地問題全体に関する取組としては、

<sup>33</sup> 第183回国会衆議院外務委員会議録第5号29頁(平25.4.19)

<sup>34</sup> 『沖縄タイムス』(平25.3.29)

知事公室地域安全政策課の設置も挙げられる（2012年4月1日）。同課は、県独自に基地問題や国際情勢、日米地位協定等を調査・分析して県の基地政策を確立し、我が国の防衛政策、米軍の世界再配置検討の状況、普天間飛行場の県外移設などについて研究を行うこととされており<sup>35</sup>、これまでに研究報告書の作成や米国でのシンポジウム開催等の取組が行われている<sup>36</sup>。

## おわりに

以上、普天間飛行場移設問題の経緯及び最近の動向について概観してきたが、政府においては名護市辺野古への移設手続等が進められる中、地元沖縄では県外移設が主張されるという枠組みに変わりがない状況が続いている。政府としては、引き続き地元理解を求めていくこととなるが、いずれにしても普天間飛行場が固定化され、周辺住民が危険にさらされる状態は早急に解消しなければならないことから、各方面の努力が必要である。

また、並行してその他の沖縄の負担軽減も図る必要があり、嘉手納以南の施設・区域の返還に当たっては、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」（跡地利用特措法）<sup>37</sup>の制度を活用しつつ、早期に地権者等に対する引渡しを実現し、適切な跡地利用が図られなければならない。

さらに、沖縄においては、米軍関係者による事故・犯罪等の問題、地元から要望のある日米地位協定の改定問題、基地の騒音問題等様々な米軍基地に起因する課題等があり、普天間飛行場移設問題の解決とともにその対応が求められている。

（ささもと ひろし）

---

<sup>35</sup> 沖縄県ウェブページ<<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/chian/index.html>>

<sup>36</sup> 平成24年度の成果物としては、研究報告書「変化する日米同盟と沖縄の役割～アジア時代の到来と沖縄～」(「日米同盟の課題と沖縄の米軍基地(執筆者:マイク・モチヅキ、マイケル・オハンロン、パトリック・クローニン、シーラ・スミス、道下徳成)」、「日中関係の課題と沖縄(執筆者:高原明生、高良倉吉)」)がある。<[http://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/chian/naha\\_port/h24report.html](http://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/chian/naha_port/h24report.html)>

<sup>37</sup> 2012年4月、従来の「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」を改正した「跡地利用特措法」が施行された。同法においては、地権者に対する給付金制度の拡充、原状回復措置の徹底、駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置などが規定されている。